

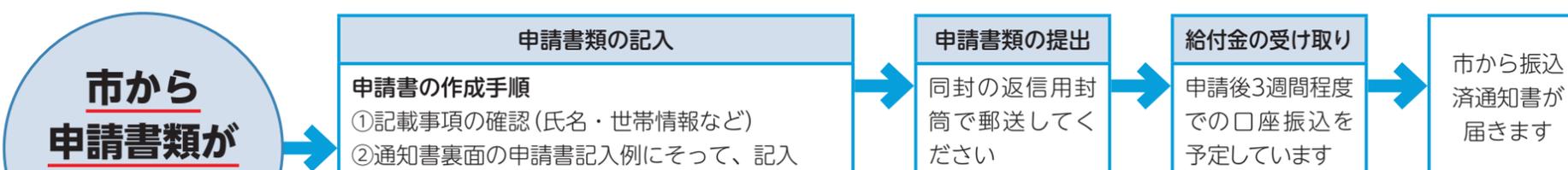
対象者1人につき10万円

5月25日に特別定額給付金の申請書を発送

特別定額給付金を受け取るには**申請が必要**です(申請・受給権者は世帯主です)
申請書の提出は**同封の返信用封筒で郵送してください。持参はご遠慮ください。**

申請期間	5月25日～8月25日 (消印有効)	給付の基準日	令和2年4月27日
給付額	給付対象者1人につき10万円	対象となる方	基準日に住民基本台帳に記録されている方
給付方法	原則、世帯主名義の預金口座への振り込み ※世帯全員の分を世帯主に一括して支給します。 ※預金口座がないなどやむを得ない場合に限り7月以降に現金支給します。	申請方法	○郵送申請…5月25日以降に届く申請書に必要事項を記入・押印し、本人確認書類と振込口座の通帳またはキャッシュカードのコピーを添付して同封の返信用封筒で郵送してください。 ※6月中旬までに申請書が届かない方は、市コールセンターまでご連絡ください。

郵送申請の手続きから給付金の受け取りまでの流れ



口座振込は6月11日(木)から順次開始します。

※オンラインで申請した方への振り込みは5月22日から開始しました。次の振り込みは5月27日(木)です。

申請書と必要書類

①申請書

- 氏名・生年月日などは印字しています。
- 通知書裏面の申請書記入例にそって、記入してください。



②振込口座の通帳またはキャッシュカード

- 申請書にコピーを添付してください。※通帳は金融機関名・支店名・口座名義人のカナ氏名・口座番号が確認できるところをコピーしてください。

お願い…振込口座は正確に記入してください。1文字でも誤りがあると振り込みができません。その場合、再度やり取りを行うため、給付金を支給するまで余計に時間がかかります。

③本人確認書類 ※有効期限があるものは期限内であること

- 次の書類のうち、いずれか1つをコピーし申請書に添付してください。
 - ①運転免許証(裏面に記載があれば両面)
 - ②旅券(パスポート)
 - ③マイナンバーカード
 - ④健康保険証
 - ⑤年金手帳
 - ⑥住民票
 - ⑦身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳など
 - ⑧在留カードなど、通常本人のみが所有するもので氏名・生年月日が確認できるもの
 - ⑨運転経歴証明書

特別定額給付金の給付を装った詐欺にご注意ください。

- 市役所や総務省などの職員が、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることはありません。
 - ATMを自分で操作してお金を振り込んでもらうことはありません。
 - 市役所や総務省などの職員が住民の世帯構成・生年月日・銀行の口座番号などを、電話・郵便・メールで問い合わせをすることはありません。
 - 不審な電話などがあった場合は、警察署や市役所へご連絡ください。不審に感じたら迷わずご相談ください。
- ☎ 我孫子警察署 ☎ 7182-0110

問い合わせ先

特別定額給付金コールセンター (市) ☎ 7185-1763 (平日午前9時～午後5時)
(国) ☎ 0120-260020 (毎日午前9時～午後8時)

▶特別定額給付金Q&A

